

登 録 取 消 し 処 分

処分日：令和7年10月21日

業者名（氏名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
サン（青木 久雄） 東京都知事（1）32018号 令和7年3月31日	東京都江戸川区鹿骨六丁目 4番19号	・返済能力の調査義務違反 （※） ・契約締結前の書面の交付義務違反 ・契約締結時の書面の交付義務違反 ・受取証書の交付義務違反 ・帳簿の備付け義務違反

【参考】

（※）返済能力の調査義務違反

貸金業法では、資金需要者等の利益の保護を図るため、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、返済能力調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することを貸金業者に義務付けています。

しかし、当該貸金業者は、個人と貸付けの契約を締結する際に、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しませんでした。